

板倉音頭、板倉小唄は昭和35年2月1日の町制施行5周年記念日に初めて披露されました。かつては、さまざまな催し物で板倉音頭、板倉小唄が流され、多くの町民に歌と踊りが親しまれていました。しかし、50年あまりの月日の経過とともに、板倉音頭や板倉小唄に接する機会が少なくなりつつあります。

幸いにも今年度は町制施行60周年の記念の年でもあることから、板倉音頭や板倉小唄を改めて見直す良い機会です。板倉音頭、板倉小唄の発表当時に振り付けを考案、指導していただいた飯塚ツヤ子先生をお招きし、正しい板倉音頭と板倉小唄の振り付け講習会を行います。

午後7時  
○第2回 海洋センター  
日時 7月22日(火)  
午後7時  
○第3回 海洋センター  
日時 7月29日(火)  
午後7時  
参加費 無料  
申込み 不要  
※講習会には動きやすい服装をして体育館履きと飲み物をご持参の上ご来場ください。

今月号の「FACE」(15ページ)に、飯塚ツヤ子先生を紹介する記事を掲載しています。

問合せ 情報広報係  
☎内線151

お知らせ

板倉音頭・板倉小唄振り付け講習会  
初回は板倉音頭・板倉小唄の振り付けを考案した飯塚ツヤ子先生の指導があります

こんにちは、いたくらだよ。  
8月2日に板倉まつりの会場ごみんなを待ってるね!



お知らせ

町制施行60周年記念事業  
第30回板倉まつりを8月2日(土)に開催します

今年度は町制施行60周年記念事業として、第30回板倉まつりを盛大に開催します。家電・携帯ゲーム機やテーマパークのペアチケットなど豪華賞品が当たる「大抽選会」の実施や板倉町の公式イメージキャラクター「いたくらん」の初お披露目など例年よりも華々しく板倉まつりを開催します。

レを飾るのは、夜空のキャンバスに大輪を描く打上花火です。ぜひご家族・ご友人とおそろいでお出かけください。  
日時 8月2日(土)  
午後0時30分～午後9時  
※荒天の場合は、翌日のみ順延します。  
場所 海洋センター駐車場ほか  
※中止や延期の場合は、テレホンサービス及び安全安心メールでお知らせします。

お、安全安心メールの登録がお済みでないかたは登録をお願いします。安全安心メールは左記URLから登録できます。  
テレホンサービス  
☎0180-99-2400  
安全安心メール  
http://www.town.itakura.gunma.jp/mobile.html  
問合せ 産業政策係  
☎70-4040

Eポートレース渡良瀬大会参加チーム募集

10人乗り手こぎポート(Eポート)を利用した、往復400メートルのタイムレースを行います。  
日時 8月23日(土) 午前8時～午後1時(荒天の場合中止)  
場所 渡良瀬遊水地内谷中湖北プロック  
参加資格 板倉町・加須市・栃木市・小山市・古河市・野木町に在住、在学、在勤のかた及び関係団体  
参加費 1チーム3,000円  
申込方法 代表者(中高生の場合は、保護者または学校関係者)及び参加者全員の住所、氏名、生年月日、電話番号、性別をご記入の上、郵送またはFAXでお申し込みください。  
※1チーム10人編成で性別は問いません。  
申込期限 7月25日(金)  
※申込多数の場合は抽選申込先・問合せ  
〒374-00112  
板倉町朝日野3-9  
産業政策係(板倉ニュータウン販売センター内)  
☎70-4040  
☎70-4041  
✉k-sangyou@town.itakura.gunma.jp

お知らせ

天神池探検隊  
地球環境保全功労者表彰



6月4日(水)、馬場信雄さん(除川)が法務省人権擁護局長より感謝状を贈呈されました。馬場さんは、平成17年1月から人権擁護委員として、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をされています。長期にわたる活動の功績が顕著であると認められ感謝状の贈呈となりました。  
問合せ 戸籍年金係  
☎内線231

冠事業の募集(第一期)

町制施行60周年を盛り上げるために、町制施行60周年記念の名称を付して、団体などが自主的に実施をする「冠事業」を募集しています。  
冠事業として承認された場合、「町制施行60周年記念事業」という冠名称、ロゴマークの使用、イメージキャラクター「いたくらん」着ぐるみの優先貸し出し、町ホームページでの広報、参加者用の記念品の提供を受けることができます。  
募集要項、承認申込書は、町ホームページ及び総務課秘

ロゴマークの決定

各種団体の代表などで組織した記念事業検討委員会において、町制施行60周年記念のロゴマークを決定しました。  
書人事係で配布しています。  
○対象事業  
8月1日から平成27年7月31日までに行う、広く町民を対象とした事業  
○申込方法  
冠事業承認申込書に必要事項を記入し、役場総務課秘書人事係へ提出してください。  
○申込期限  
7月22日(火)  
※第二期以降は改めて募集します。



6月11日(水)、地域環境保全功労者の表彰式が行われ、天神池探検隊長の宮田昇一さん(大高嶋)が地域環境保全功労者表彰を環境大臣より受けました。  
天神池探検隊の地域の池や川などの水質観測及び外来魚駆逐などの功績が評価され、今回の表彰となりました。  
問合せ 南部公民館  
☎82-1424

町制施行60周年記念のロゴマーク



熱中症の予防  
熱中症を予防するためには、暑さを避けること、水分・塩分補給をすることが大切です。  
○のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分を補給しましょう。  
○できるだけ炎天下では外出を控えましょう。  
○熱中症は屋内にいても発症します。暑さを我慢せずに扇風機やエアコンを利用しましょう。  
○大量に汗をかくと、ナトリウムが失われるため、塩分も補給しましょう。  
熱中症の対処法  
体調がおかしくなり、熱中症かもしれないと思ったら、まずは涼しい場所へ避難しましょう。  
○衣服をゆるめ、うちわであおいだり、脇の下やくびの周りなどの動脈をタオルなどで冷やしましょう。  
○スポーツドリンクなどを飲んで水分・塩分の補給をしましょう。  
※自力で水を飲めない、意識がない場合は、直ちに救急車を要請してください。  
問合せ 保健センター  
☎82-3757

お知らせ

人権擁護委員  
法務省人権擁護局長感謝状

町制施行60周年  
平成27年2月1日で町制施行60周年

昭和30年2月1日に、西谷田村・海老瀬村・大箇野村・伊奈良村の四村が合併をしたことにより「板倉町」が誕生しました。  
そして、平成27年2月1日に町は町制施行60周年を迎えます。町では、その前後半年間を町制施行60周年記念事業実施期間として、事業を実施します。

熱中症に  
気をつけましょう



**保険証・受給者証  
7月31日に期限が切れるものは更新を**

7月31日で期限が切れる保険証、受給者証について更新があります。後期高齢者保険証、前期高齢者受給者証、特定疾病受療証については、新しい証がご自宅に郵便で届きます。期限の切れた証は最寄りの公民館または保険医療係まで返還をお願いします。

後期高齢者医療に加入されている、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちのかたは、国民健康保険加入者は白色、後期高齢者医療は緑色（新しい認定証は紫色になります）  
更新方法 8月1日以降に、保険医療係で手続きをしてください。

**後期高齢者保険証**

対象者 後期高齢者医療に加入されているかた  
証の色 緑色（新しい保険証は紫色になります）

**前期高齢者受給者証**

対象者 国民健康保険に加入されている70〜74歳のかた  
証の色 白色

**福祉医療受給者証**

対象者 7月31日に期限が切れる福祉医療受給者証をお持ちのかた  
証の色 ピンク色

**更新方法** 対象のかたには通知を発送します。保険医療係で手続きをしてください。

**限度額適用・標準負担額減額認定証**

対象者 国民健康保険または



**国民健康保険  
課税限度額等が変わります**

今年度から、国民健康保険の課税限度額と、税額が軽減される世帯の判定方法が変わります。これは、国民健康保険被保険者間の税負担の公平を確保するとともに、中低所得者の負担を軽減する目的で定められました。

	改正後	改正前
7割軽減	基礎控除額 (33万円)	基礎控除額 (33万円)
5割軽減	基礎控除額 (33万円) + 24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 (33万円) + 24.5万円×(世帯主を除く被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割軽減	基礎控除額 (33万円) + 45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 (33万円) + 35万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

次に、税額が軽減される世帯の判定方法について、現在は世帯ごとにかかる平等割と、世帯内の国保被保険者1人ごとにかかる均等割について、それぞれ7割・5割・2割の軽減が設定され、世帯の所得が下記の表の計算式で算出した金額を下回った場合、適用されます。

今回の改正により、5割・2割の軽減に該当する場合の計算式が変わり、該当となる

**保険税・保険料の  
通知書が送られます**

町から国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の通知書が届きます。忘れずに納めましょう。

**国民健康保険税**

7月中旬に納税通知書が届きます。納付方法が普通徴収（現金または口座振替）と特別徴収（年金からの天引き）がありますので、納税通知書で確認ください。

次の場合にご相談ください。

- ①年金からの天引きを中止にしたいかた
- ②会社都合により離職し、国民健康保険に加入されるかた
- ③夫が社会保険から後期高齢者医療に移行したことにより、妻が国民健康保険に加入されるかた

**後期高齢者医療保険料**

7月中旬に普通徴収が、8月上旬に特別徴収の納入通知書が届きます。

後期高齢者医療保険料の特別徴収を中止にしたいかたは「相談ください」。

問合せ 住民税係  
☎内線213



**臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金  
2つの給付金が支給されます**



4月から消費税が8%に引き上げられたことにもない、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の2つの給付金が支給されます。

**臨時福祉給付金**

対象者 平成26年度分の住民税非課税者（課税者の扶養親族や生活保護受給者は除く）  
支給額 一人につき1万円（ただし、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児

童扶養手当、特別障害者手当等の受給者は5千円の加算）  
申請期間 8月1日（金）〜12月1日（月）  
子育て世帯臨時特例給付金  
対象者 平成26年1月分の児童手当を受給している、児童手当の所得制限限度額未満のかた（臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護の受給者は除く）  
支給額 児童一人につき1万円

**子育て世帯臨時特例給付金**

申請期間 9月1日（月）〜12月1日（月）  
どちらの給付金も、対象と思われるかたにお知らせを発送する予定です。

問合せ  
○臨時福祉給付金  
社会福祉係  
☎内線311  
○子育て世帯臨時特例給付金  
子育て支援係  
☎内線313



**浄化槽のエコ補助金  
エコ補助金は今年度限りです**

群馬県より浄化槽のエコ補助金が支給されます。

単独処理浄化槽または、くみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、群馬県が交付する補助金のことです。

※この補助金は、今年度限りの補助金になります。

補助対象 既存の単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則撤去し、合併処理浄化槽を設

置する場合に、町の浄化槽設置費補助金と合わせて支給されます。（下水道整備区域は除く）

補助金額 1基当たり10万円  
補助基数 20基（先着順）  
申請方法 浄化槽転換の工事に着手する前に、浄化槽設置費補助金と合わせて申請してください。

問合せ 上下水道係  
☎内線245



**社会を明るくする運動  
社会浄化募金にご協力をお願いします**

「第64回社会を明るくする運動」が7月1日（火）〜31日（木）までの1か月間を強調月間として、全国一斉に展開されます。

社会を明るくする運動とは、家庭・学校・職場及び地域社会が力をあわせ、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、安全で安心して暮らせる明るい社会を築こうとする運

動のことです。  
町でも保護司・更生保護女性会のかたがたを中心に、この運動を展開します。

社会を明るくする運動を支える「社会浄化募金」を行政区长を通じて、一戸当たり100円を目安として募りますので、ご理解とご協力をお願いします。

町では、平成27年度を初年度とする「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の策定を進めています。地域の課題や高齢者の生活状況を把握するため、ニーズ調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

**調査対象及び方法**

町内にお住まいで平成26年6月1日の基準日に年齢が65歳以上のかたで、要支援・要介護認定を受けていない（要支援・要介護認定申請をされていない）かた全員が対象になります。

**調査内容**

生活状況、日常生活、健康、社会参加などについて伺います。

**回答方法**

①調査票に同封の返信用封筒に入れて投函

**回答期限**

7月15日（火）

**備考**

回答されたかたには、9月上旬に健康状態に関する結果表をお送りします。

問合せ 介護高齢係  
☎内線321